

# 不良債権リスクの抑制と 中国版バーゼルⅢ導入に向けた動き

神宮 健

中国の金融当局は、不動産向け融資等の不良債権化リスクへの対応を継続している。一方、2011年4月には中国版バーゼルⅢを発表し、中国にも国際的な銀行監督管理標準が導入されることになった。

## 不良債権リスクへの最近の対応

2008年末の4兆元の景気刺激策の結果、今のところ中国経済の高成長は維持されているものの、金融緩和を受けて過剰流動性が生じたことも確かである。M2の増加率は、2009年27.7%、10年19.7%となり、その残高約75兆8000億元（11年3月現在、約11兆5000億ドル）は、米国のM2（同、約9兆ドル）をも上回っている。一方で銀行融資は、2009年は9兆6000億元、10年は8兆元増加した。こうしたなか

で金融当局は、銀行融資のうち特に地方政府の「融資平台（プラットフォーム）」向け融資と不動産向け融資のリスクを、これまでたびたび指摘してきた<sup>注1</sup>。本稿では、銀行経営の健全性に向けた最近の動きの一部をまとめておく。

第1に、地方政府の融資平台については、すでに2009年時点で融資の質が疑問視されており、10年6月に国務院は、融資平台に対する管理強化策を打ち出している<sup>注2</sup>。公共性プロジェクトの資金調達のみを引

き受けており、主に財政資金により債務を返済する融資平台は、以降、資金調達をとしてはならず、地方政府は責任を明らかにして返済措置を取り、当該融資平台を適切に処理する。また、安定的な経営収入がある公益性プロジェクトの資金調達を行い、主に自身の収益で債務を返済している融資平台と非公益性プロジェクトの資金調達を行っている融資平台は、会社法などに基づき、資本金を充実させ、企業統治を改善し商業化することになった。

表1 中国銀行業の新たな監督管理標準（2012年1月1日実施）

### 自己資本比率の監督管理の強化

- 2分類（Tier1とTier2）から3分類（普通株等〈中核的〉Tier1、その他Tier1、Tier2）に修正する
- リスクアセットの計算方法を最適化し、資本によりカバーされるリスクの範囲を拡大する。オペレーションリスクの自己資本賦課を明確にする。取引性業務・資産証券化業務・OTCデリバティブ取引等、複雑な金融ツールのリスクウェイトを引き上げる
- 普通株等Tier1・Tier1・Tier2の自己資本比率はそれぞれ5%・6%・8%以上とする
- 資本保全バッファは2.5%、カウンターシクリカル・バッファは0~2.5%とする
- システム上重要な銀行の付加的資本は1%（暫定）とする
- 以上から、正常な条件のもとでシステム上重要な銀行とそれ以外の銀行の自己資本比率はそれぞれ11.5%以上と10.5%以上となる
- レバレッジ比率：Tier1資本が資産（オンバランス項目+オフバランス項目）に占める比率は4%以上とする
- 移行期間：システム上重要な銀行は2013年末まで、それ以外の銀行は2016年末までに達成しなければならない

### 流動性リスクの監督管理の改善

- 流動性カバレッジ比率（LCR）、安定調達比率（NSFR）、流動性比率、預貸率および負債依存度等の流動性リスク管理指標を設ける。このうち、流動性カバレッジ比率と安定調達比率は100%以上でなければならない
- 移行期間：流動性カバレッジ比率は2013年末まで、安定調達比率は2016年末までに達成しなければならない

### 貸倒引当準備への監督管理の強化

- 貸倒引当率（貸倒引当準備金が貸出金額に占める比率）は2.5%以上で、貸倒引当金による不良債権カバー率（貸倒引当準備金が不良債権に占める比率）は150%以上でなければならない
- 経済発展の段階や銀行の貸し出しの質と利益獲得状況の相違によって、貸倒引当準備に対する監督管理要求を動的・差別的に調整する
- 移行期間：システム上重要な銀行は2013年末まで、それ以外の銀行については、利益獲得能力が強く、貸倒引当準備の不足分が少ない銀行は2016年末まで、その他は2018年末までに達成しなければならない

出所）中国銀監会資料より作成

さらに、2011年4月には、中国銀行業監督管理委員会（以下、銀監会）が銀行等に対して、融資プラットフォーム向け既存融資の条件変更によるリスク低減と担保の合法化、不良債権に関する貸倒引当等の措置、学校・病院等の公共資産を担保に入れるといった違反行為に対する処罰などについての通知を出しており、対応が続いていることがわかる。

第2に、不動産融資については、信託会社を迂回した融資に対する規制が厳しくなっている。これは、商業銀行が顧客の運用資金を信託会社に委託し、信託会社が受託人として管理・運用するもので、2010年に銀行融資に対する引き締め策が強化されるなかで、一部が不動産プロジェクトなどへの迂回融資として使われてきた<sup>注3</sup>。

こうした「銀信理財合作（銀行・信託資金運用協力）」業務に対して、銀監会はリスク防止の観点から通知を出している。まず2010年8月に、①銀信理財合作業務残高に占める「資金調達類」の比率は30%以下とする<sup>注4</sup>、②商業銀行は2010、11年中に同業務のオフバランス資産をオンバランスに算入する、③貸倒引当金による不良債権カバー率は150%とする——などとした<sup>注5</sup>。

次に2011年には、①原則的に四半期ごとに同業務残高の25%をオンバランスに移す、②オンバランス化していない同業務の信託融資については、10.5%の比率で自己資本を積み、③信託会社の貸倒引当準備金が、同業務の不良信託融資残高の150%に満たない、あるいは同業務の信託融資残高の2.5%に満たない場合、信託会社は配当を支払ってはいけないなどを追加した<sup>注6</sup>。

これと並行して、2010年11月には、信託会社自体の不動産信託業務のリスクに対する注意喚起もなされ

ている<sup>注7</sup>。

## 中国版バーゼルⅢの導入

以上は、すでに生じたリスクに対する処置であるが、積極的・前向きな動きとしては、中国版バーゼルⅢの導入の決定が特筆に値する。

2011年4月27日、銀監会は「中国銀行業の新監督管理標準実施についての指導意見」を発表した。これは、バーゼルⅡ・Ⅲ導入の準備段階にあった中国が、2010年12月のバーゼルⅢテキスト公表の後、バーゼルⅡ・Ⅲと中国国内事情を考慮したうえで、中国国内の銀行の自己資本比率・レバレッジ比率・流動性・貸倒引当などについての標準を定めたものであり、12年1月1日から実施される（表1）。

普通株等（中核的）Tier1の最低比率は、バーゼルⅢよりも0.5ポイント高くなっている。これは、中国の銀行がすでに4.5%基準をクリアしているためである。また、ここ2年間の銀監会の監督管理を振り返ると、国際金融危機後の先進国の金融監督改革の動向を考慮しながら、自己資本比率規制などを含む監督管理を2010年から段階的に導入していた。そこに含まれていた「動態性」（ダイナミックプロビジョニング等）や「差別化」（個別銀行のリスクにより異なる目標が設定される等）の概念は新監督管理標準にも引き継がれている。

今回の発表により、新監督管理標準が導入される2012年以降、中国でも国際的な銀行監督管理標準が適用されることになる。

これは、中国が人民元の国際化や資本勘定自由化をさらに進めるうえでも重要な意義を持つ。今後、中国で資本勘定自由化が進むにつれて、為替（人民元対ドルレート）の変動幅は大きくならざるをえず、一方で日本の1980年代の経験にも見られ

るように、資本自由化に伴い金利の自由化も進むことが予想される。今後中国の銀行は、現在の約3%の預貸利鞘に安住した経営は難しくなり、為替変動・金利変動にさらされることになる。

新監督管理標準は、中国の銀行のリスク抵抗力を増すと同時に、野放図ともいえる量的拡大中心の経営モデルからの脱却を促すことで、中国の銀行の国際競争力を高めるものと思われる。

## 注

- 1 融資プラットフォームとは、政府投資プロジェクトの資金調達のために地方政府が設立した独立法人である。景気刺激策を受けて銀行の融資プラットフォーム向け融資が急増した
- 2 2010年11月末時点での融資プラットフォーム向け融資残高は9兆900億元で、うち返済リスクがある融資は1兆7700億元と報道されている（『証券日報』2011年4月19日など）
- 3 こうした銀行信託協力業務の残高は、2011年3月末で1兆5300億元である。一方、2010年中の信託会社の不動産向け資金投入は2864億元（フロー）である
- 4 ほかに投資類、事務管理類がある
- 5 「銀信理財合作業務の規範化に関する事項についての通知」2010年8月12日
- 6 「銀信理財合作業務のさらなる規範化に関する通知」2011年1月13日。また3月には、中国人民銀行も、信託会社の自己資金を用いた新規融資について、融資額の150%を同銀行の特別口座（無利子）に預け入れる要求を出したという報道もある（『上海金融報』2011年4月8日）
- 7 「信託会社の不動産信託業務のリスクの注意喚起に関する通知」2010年11月12日

『金融ITフォーカス』2011年7月号より転載

神宮 健（じんぐうたけし）  
NRI北京金融システム研究部長